

緊急時の対応

愛知県立東浦高等学校

ア 交通機関途絶の場合

- (ア) 学校は平常授業を行います。(状況により特別時間割で授業を行います。)
- (イ) 交通機関を利用の通学生は、早朝のニュース等で状況を確認し、定刻登校に努めてください。
- (ウ) 自家用車での送迎の場合は、下校時刻等について連絡を取ってください。

イ 台風時等における生徒の登下校について

- (ア) 生徒の登校する以前に、愛知県全域あるいは西部・知多地区に暴風警報が発令されている場合
 - ① 始業2時間前までに警報が解除された場合は、平常通りの授業を行います。
 - ② 始業時刻2時間前より午前11時までに解除された場合には、解除後2時間を経てから当日の授業を行います。ただし、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶により登校が困難なときは、登校する必要はありません。
 - ③ 午前11時を過ぎた後、警報が解除されるか、または引き続き解除されない場合には当日の授業を行いません。
- (イ) 生徒の登校後に、愛知県全域あるいは西部地区に暴風警報が発令された場合
 - ① 台風の中心位置、進行速度及び方向、発令時における気象状況などを総合的に判断し、安全な下校が可能な場合は、速やかに下校をさせます。
 - ② 下校または戸外の通行が危険と判断した場合は、学校で待機させます。
- (ウ) 特別警報が発令されている場合
 - ① 当日のすべての、授業、教育活動は中止とし、登校しない。
 - ② その日の内に解除された場合も、当日のすべての授業・教育活動は中止とし、登校しない。
 - ③ 解除後の授業の開始については、学校から「きずなネット」、学校のホームページで伝える。ただし、道路の冠水、河川の増水等により、登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてもよい。

ウ 「東海地震に関連する調査情報」が発表されたとき

情報を的確に把握しながら通常の教育活動を行う。ただし、原則として、授業後の活動はしない。

エ 「東海地震注意情報」または「東海地震予知情報」が発表されたとき

- (ア) 生徒が在学中の場合
授業や学校行事等は直ちに打ち切り、以下に定める方法に従うこと。
 - ① 教職員は生徒を安全な場所（大グラウンド）下校方面別に集合させる。

② 人員を確認し、以下の方法に基づき、速やかに生徒を下校させる。保護者の迎えがあったときは、生徒指導カードに記録する。

・徒歩または自転車通学の生徒

通学路の安全を十分認識させ帰宅させる。

・交通機関利用の生徒

運行状況等を職員が確認した後帰宅させる。また、事情により下校できない生徒にあつては、学校内（はなのき館等）に留ませる。

(イ) 生徒が登校中又は在宅中の場合

以下の方法に基づき、速やかに帰宅する。

① 徒歩又は自転車通学の生徒

通学途上で情報の確認ができた時は、安全に留意し帰宅する。

② 交通機関利用の生徒

正確な情報や運行状況等を確認し、安全に留意し帰宅する。

③ 在宅の場合

休校とする。（可能な限り正確な情報を得る。）

④ 生徒が校外での活動に参加の場合（修学旅行や部活動の大会等）

状況に応じ関係職員らの指示に従い、速やかな帰宅を原則とする。